

第7章 計画の推進と進行管理

第1節 基本方針

1. 基本方針

本計画を遂行するためには、市民、事業者並びに行政が一丸となって3R (Reduce・Reuse・Recycle) を推進し、資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要である。

また、本市はSDGs 未来都市として選定されていることから他自治体からのモデル都市となるよう更なる資源循環型社会を目指していく。

したがって、

みんなで作る ごみ減量のまち いしのまき

を基本方針として掲げ、本市に関わる各者が以下の役割分担のもとで取り組んでいくこととする。

市民の役割

- 商品の購入の際は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めていく。
- 商品の使用の際は、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、使い捨て商品使用の回避による排出抑制を励行していく。

事業者の役割

- 原材料の選択や製造工程を工夫することにより自ら排出するごみの排出抑制に努める。
- 販売の際は過剰包装を抑制し、売れ残りを減らす工夫などの排出抑制に取り組んでいく。
- 排出の際は市民の役割同様に、適正分別、適正排出に努めていく。

行政の役割

- ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民及び事業者の自主的な取り組みを促進する。
- 適正かつ安全に処理できる施設を整備し、良好な生活環境及び環境保全に努めていく。
- 行政からの排出の際も、市民の役割同様に、適正分別・適正排出に努めていく。

2. 目標値

第6章の予測結果を考慮し、計画目標年次の令和7年度で以下の目標値を設定する。

1人1日当たりのごみ排出量目標値	: 980g/人・日
廃棄物からのリサイクル率目標値	: 14.9%
最終処分率目標値	: 10.8%

3. 施策の基本方向

基本方針に掲げた本市の将来像を実現するため、また第5章で示した各種課題、さらにSDGsの目標に対応していくために、施策の基本方向を以下のように設定する。

○ 3 R の 推 進

1) 3Rの推進

本市のリサイクル率が低いことも考慮しつつ、循環型社会形成の要となる3R（Reduce＝排出抑制・Reuse＝再使用・Recycle＝再生利用）を推進するため、排出抑制によるごみ量の削減や、適正分別の励行、新規品目の資源回収等による資源化率の向上を図っていく。

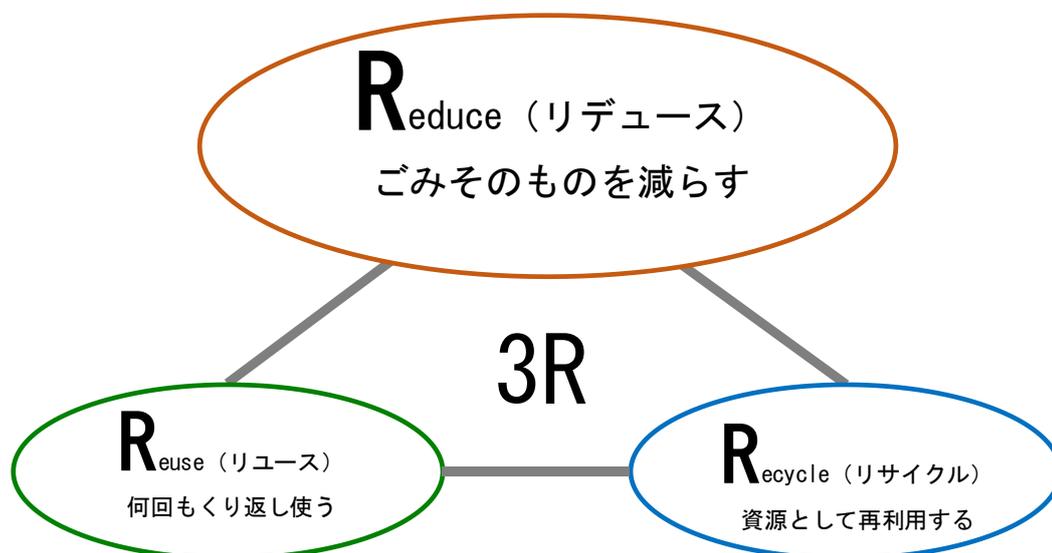


図 7-1-1 3Rの考え方

4. PDCAサイクルの実行

本計画の遂行にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、図7-1-2に示すとおりPlan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方により、以下に示すとおり、石巻市廃棄物対策審議会において、計画内容の点検、評価、見直しを行っていく。

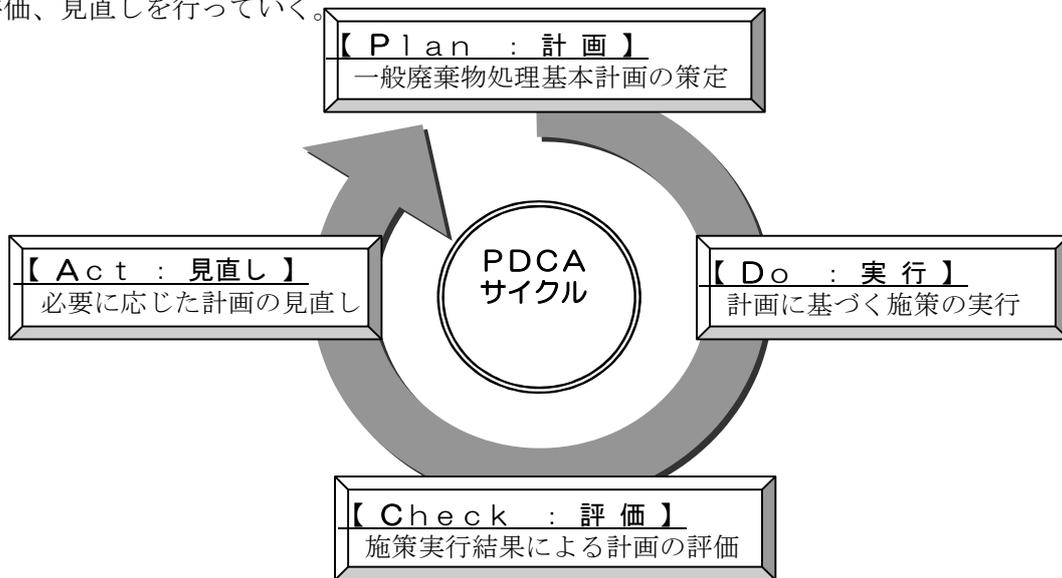


図7-1-2 ごみ処理基本計画策定指針におけるPDCAサイクル

①一般廃棄物処理基本計画の策定（Plan）

本計画（廃棄物処理法第6条第1項の規定に「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と示された計画）

【実施主体：市】

②施策の実行（Do）

本章後段で示す収集・運搬計画、減量化・資源化計画、中間処理計画並びに最終処分計画に基づき、年度ごとに策定する実施計画と整合を図りながら実施していく。

【実施主体：市、市民、事業者】

③評価（Check）

「処理システム指針」に基づき、本計画の点検及び評価を行っていく。

【実施主体：廃棄物対策審議会】

④見直し（Act）

評価の内容を踏まえ概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、本計画の見直しを行っていく。

【実施主体：市】

第2節 ごみ処理体制

基本方針における将来像と目標値を達成するため、計画目標年次の令和7年度で、図7-2-1のようなごみ処理体系をめざしていくこととする。

中間処理については、当面は既存施設による処理を継続することとするが、必要に応じて新施設の整備、延命化工事等を検討する。

最終処分場については令和5年度の供用開始を目標に、次期最終処分場の調査・計画・建設を進めていく。

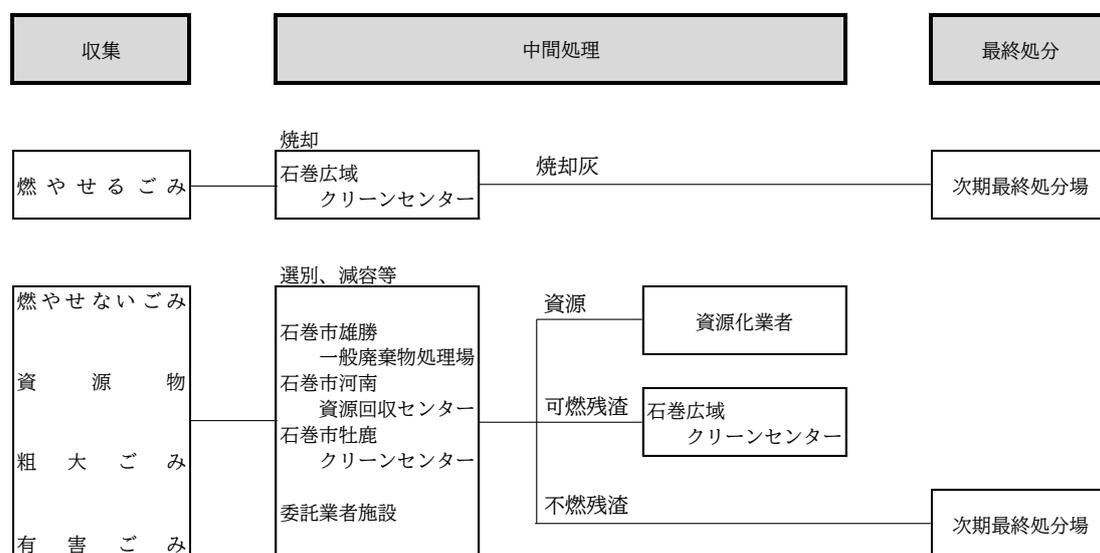


図7-2-1 目標年次（令和7年度）におけるごみ処理体系

第3節 収集・運搬計画

1. 収集区分

搬出区分は、プラスチック製容器包装の分別回収を今後検討していく。

2. 収集運搬体制

収集運搬体制について、東日本大震災の影響による市民の居住移転を踏まえ、適正な排出と効率的かつ均衡のとれたごみ収集を目指し、ごみ集積所の増設や収集エリアの変更等を検討していく。

なお、排出量の減少が見込まれることから既存の許可業者の積載能力や運搬実績が適切であり、許可業者によって適正に収集運搬が行われていることから、新たな法令などの整備により必要が生じた場合を除き、原則新規での業者は許可しないこととする。

また、残渣の搬出についても既存の許可業者での運搬を継続して行うこととする。

3. ごみ集積所の適正な維持管理

ごみ集積所については、収集日以外のごみ出し、不適物の排出が見られる場所があるため、管理する自治会や集合住宅管理者等と行政が連携しながら、適正な維持管理ができるように努めていく。また、ごみの適正な排出や減量・リサイクルの推進のために、管理・指導体制を設け衛生環境の保全、美観の維持に努めていく。

また、ごみ集積ボックス等設置事業費補助金を適切に運営し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、町内会等が管理する集積所のカラス被害等によるごみの散乱防止を図る。

第4節 減量化・資源化重点施策

1. 家庭系ごみの減量化・資源化に関する施策



1) 排出抑制の推進



ごみ排出量を抑えることで、焼却・埋立処理も抑えることができる。本市では、雑紙の分別回収や生ごみの水切りなどを推進し、ごみ排出抑制を推進する。具体的には、市民一人ひとりが「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」など、新たな施策や周知啓発を推進していく。

2) 環境学習の推進



小中学校等における環境学習を推進する。具体的には、石巻広域クリーンセンター見学時又は学校へのごみ減量講座や、地域等への出前講座を実施し、ごみ問題について認識してもらい、理解と協力を求める。今後は、県・市教育委員会をとおして各学校や各種団体へ出前講座の募集案内を行うなど、より一層環境学習を推進していく。

3) 分別指導の徹底



市で発行する紙媒体の資料等に、紙類資源化に係る文言を記載し、啓発を行う。

SNS等を活用し、分別方法・排出方法についても啓発活動を行う。

また、本市においては毎年外国人在住者が増えてきており、これに対応した外国人向けの「家庭系ごみの分け方・出し方」を用いて、出前講座等で資源物の分別について周知徹底を図っていく。

4) 雑紙分別の強化



石巻広域クリーンセンターにおけるごみ組成調査より、平成27年度から令和元年度にかけて紙布類が大きく増加している。

持続可能な循環型社会の実現へ向け、再資源化が可能である「雑紙類」の分別の大切さを、市報や出前講座等を通じて、改めて市民に周知啓発する。

5) 「使い切り」「食べきり」「水切り」の推進



エコクッキング教室を開催し、ごみをできるだけ出さない買い物から省エネ料理、生ごみの上手な処理方法までの一連の流れを通じてごみ減量意識の向上を図っていき、食材の「使い切り」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を市民へPRしていく。

6) もったいない！
30・10 運動の推進



まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、全国で年間 612 万トンもあるといわれている。この食品ロスを減らすため、二つの 30・10 運動を展開する。

一つ目は、毎月 10 日と 30 日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、ご家庭の冷蔵庫内をチェックすることで消費期限の迫った食材等の食べ忘れを無くす。

二つ目は、宴会等の際に、開始 30 分間と終了 10 分前は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しによる食品ロス削減を目指し、今後は生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器購入補助金などの周知と併せて、生ごみの排出量の抑制を図っていく。

7) 3Rの周知啓発



市民が、雑紙の分別回収や生ごみの水切りについて各種イベントや出前講座等に参加しやすい新たな施策を展開し、より一層周知啓発を強化していく。また、集団資源回収の推進に向け、市民一人ひとりの意識の向上を図り、市教育委員会をとおした各学校への再周知や、関係機関と連携し実施団体の登録増加を目指し、SNS等を活用して周知啓発していく。

8) ライフスタイルの見直し



令和 2 年 7 月からレジ袋が有料化になったことで、今まで何気なくもらっていたレジ袋からマイバッグを持ち歩くライフスタイルが変わった。今まで何気なくもらっていたものが本当に必要かライフスタイルを見直し、マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らし、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、ごみ発生抑制を推奨し、ごみの減量化を図る。

9) 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進



容器包装等の店頭回収の拡大や簡易包装の推進について、販売事業者等の協力を求め、ごみ減量啓発放送やポスター掲示を実施していく。

10) 小型家電リサイクルの推進



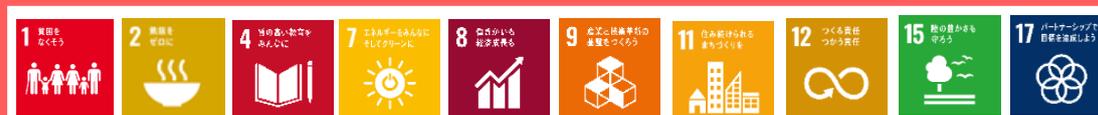
本市で掲げている「循環型社会の実現」の目標のもとリサイクルの推進、最終処分量の削減など使用済みの小型家電の回収を推進し、希少金属等の有効利用を図る。

11) フードドライブの活用



環境イベント等において、家庭で余っている食品等を持ち寄ってもらい、福祉団体等に寄付するフードドライブの実施を検討する。

2. 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

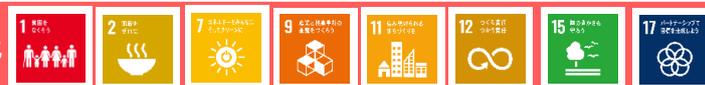


1) 分別の徹底と再資源化の推進



減量計画書による計画的取組みの促進、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、自己処理責任による処理の徹底、搬入時の分別指導の強化などにより、排出事業所に対してごみの減量及び分別を徹底するように指導していく。

2) 事業所での減量・資源化



事業所に対し積極的にごみ減量講座を実施するなど、紙類の可燃ごみへの混入防止策について検討するとともに、紙類の減量・資源化に関する出前講座などを実施し、事業者に向けて周知啓発していく。

また、食品ロス削減推進法が施行されたことから外食産業では料理の食べ残しや調理段階での仕込みすぎ等に対して30・10運動等に取り組むよう協力を求める。

3) 市有施設等における資源化の推進



SDGs 未来都市に選定されたことを踏まえ、他市町村のモデル都市となるよう市有施設における更なる分別の徹底及び再資源化や、市内官公庁における分別の徹底及び再資源化に向け、関係機関に協力を求める。

4) ごみ減量化・資源化協力店の認定



前期計画においては、実施できていない状況にあった。今後はごみ減量化・資源化協力店として認定された店舗を広く周知し、消費者、事業者及び本市が協働で、ごみ減量化・資源化を図る。

5) もったいない！ 30・10 運動の推進



まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、全国で年間 612 万トンもあるといわれており、このうち飲食店から発生する生ごみの約 6 割がお客さんの食べ残した料理と言われている。この問題を知ってもらい削減するため、食品ロスをなくす運動を展開し協力を求める。

6) 減量化計画の策定



多量排出事業者に、ごみの排出量や資源化量の実績及び実績に対する減量化計画の作成を求め、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を図る。

【フードドライブ】

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

【フードバンク】

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

7) ごみの展開検査 

焼却施設に搬入された事業系ごみの中身を検査する。資源物や搬入不適物が混入されていた場合には、持ち帰り等を指示したり、搬入ルールについての指導を行う。

8) ごみの分別講座 

大型ショッピングセンター等、各店舗から排出されるごみの分別を徹底するために分別のための出前講座や研修等の実施をし、資源化を図る。

9) フードバンクの活用 

企業や農家等、事業所から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動へ協力を求める。

3. ごみ集積所の適正な維持管理 

1) ごみカレンダーの配布 

ごみ収集日やごみ出しのルール、分別方法を記載したごみカレンダーを各戸に配布し啓発を図る。

2) 資源物持ち去り行為に対する対応 

資源物持ち去り行為者に対しては、警察と連携を密にし、指導を行っていく。

3) ごみ集積所の環境整備 

ごみ集積ボックス等を設置に要する費用に対して支援制度の適正な運用をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、町内会等が管理する集積所のカラス被害等によるごみの散乱防止を図る。

4. その他



1) 在宅医療廃棄物の処理



在宅医療廃棄物の安全・安心な回収及び処理方法について検討する。また、在宅医療廃棄物を一般廃棄物として取り扱うことが適切かどうかを整理し、ホームページを作成し市報等でも周知を図っていく。

2) 処理困難廃棄物の適正処理



有害性物質を含むもの、危険性を有するもの、火気のあるもの、甚だしく悪臭又は汚水を出すもの、容積又は重量が著しく大きいもの、処理業務を困難にする廃棄物又は処理施設等を損なう恐れがあるもの、自動車のタイヤ、バッテリー、スプリングマット（ただし、粗大ごみとして排出された場合のみ本市で処理する）などの処理困難物の適正な処理方法について、市民や事業者を理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引き取り先を紹介するなど積極的な情報提供を行う。

3) 不法投棄対策



ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していく。

4) 包括連携協定の推進



民間商業店舗での店頭リサイクルの推進及びごみの減量化に関する普及啓発活動・不法投棄対策等について、包括連携協定を結んでいる民間企業と連携しながら各種事業を展開していく。

5) 感染性廃棄物対策



新型コロナウイルスを始めとする人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物(マスク等)について、蓋のあるごみ箱に捨てる、その日ごとに袋に入れてからごみ箱に入れるなど、感染性廃棄物の適正な排出方法と呼びかける。

また、社会情勢等の変化にも対応できる廃棄物処理マニュアルを作成し、スムーズかつ適正に業務を継続していく。

5. SDGs による位置付け

前項までの重点施策のSDGsによる位置付けを表7-4-1に示す。

第5節 中間処理計画

1. 広域的な取組の推進

廃棄物処理は、全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理ができるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要となる。

東日本大震災では、放射能問題をはじめ、これまでに経験しない規模等の被害が発生しており、廃棄物の分野においても、改めて検討することが必要となっている。

特に「資源物」については、合併前の旧市町での処理対応をしておき施設が分散している。今後は、施設を集約化し廃棄物を一元的に処理できるよう国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設含む)等も併設した総合的な施設整備をした方が、全体として整備費用、維持管理経費が抑えられると考えられる。

2. 中間処理施設のあり方の検討

石巻広域の焼却施設の更新時にあわせ施設を集約化し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等、廃棄物を一元化できるよう国の交付金制度を活用し、総合的な整備をした方が全体として整備費用、維持管理費等抑制できるメリットがある。

今後、施設の老朽化が進むにつれて維持管理費の増大が見込まれており、ごみの減量を図るためにごみ有料化を含め、検討していく必要がある。

今後は、広域的なメリットを活かし、効率的な運営体制を確保していくためにも石巻広域及び関係自治体と将来の廃棄物処理施設のあり方等を、協議・検討していく。

【ごみ有料化】

市町村が家庭系ごみ（一般廃棄物）の処理について手数料を徴収する行為のこと。廃棄物の処理について、市民が一定の費用を負担することで、ごみの排出抑制や再生利用の推進、市民の意識改革、排出量に応じた負担の公平化等の効果が期待できる。

なお、廃棄物処理の手数料の上乗せしていないごみ袋を購入してごみを排出する場合は、ごみ袋価格以上の手数料は支払われないことから、「ごみ有料化」には該当しない。

第6節 最終処分計画

1. 次期最終処分の整備

現行最終処分場の埋立容量満了の想定が令和4年度であることを考慮し、令和5年度の供用開始を目標とした次期最終処分場の計画・建設を進めていく。

2. 現行最終処分場の適正運用と適正閉鎖

現行最終処分場は閉鎖までの間、基準省令をはじめとした各種法令を遵守した維持管理を行い、閉鎖後も同様の維持管理を行いながら適正に廃止を行う。廃止の際も基準省令の廃止基準に基づいた廃止を行っていく。

第7節 食品ロス削減の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行された。

地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものとして、都道府県及び市町村には、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれている。本項は、石巻市食品ロス削減推進計画と位置付けるものとする。

1. 背景

我が国では、まだ食べることができる食品が生産・製造・販売・消費の各段階において、日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生している。その量は、年間約612万トン（平成29年度農林水産省推計）であったとされている。

一方で、食料自給率は37%（平成30年度カロリーベース）で、その多くの食料を輸入に依存していること、世界では人口が急増し、飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなどを考慮すると、食品ロスの削減は重要な課題である。

このような背景のもと、国際的にはSDGsにおいて、平成12年度と比較して令和12年度までに世界の食料廃棄量を半減するという目標が掲げられている。また、国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、家庭系食品ロス量の令和12年度の目標値を平成12年度の半減と設定している。

以上を踏まえ、本市においても「もったいない！食べ残し！30・10（さんまるいちまる）運動」のチラシの作成等をし、市民、事業所への協力を求め、食品ロスの削減を推進する。

2. 目標設定

目標値については、食品ロス量のみ算出は困難であるため、1人1日当たりのごみ排出量の目標値を食品ロス削減推進計画においても採用することとする。

具体的には、本計画第6章第6節のとおり、令和7年度に1人1日当たりのごみの排出量を980g/人・日に減らすことを目標とする。

ただし、ごみ組成分析調査での厨芥類の割合の増減に注視する必要がある。参考として、令和元年度の石巻広域クリーンセンターにおける厨芥類（ごみ組成分析結果による）及び令和7年度の目標値を設定した場合の石巻広域クリーンセンターにおける厨芥類を表7-7-1に示す。

表 7-7-1 石巻広域クリーンセンターへの搬入量における厨芥類（参考）

(単位：t/年)

	R1	R7
石巻広域クリーンセンター搬入量	45,919	39,620
厨芥類	9,643	8,320

※厨芥類=石巻広域クリーンセンター搬入量×組成分析割合（厨芥類）

3. 食品ロス削減のための施策

食品ロス削減のための主な施策を表 7-7-2 に示す。なお、施策の具体的な内容については、本計画第7章第4節に示す。

表 7-7-2 食品ロス削減のための施策

	一般家庭への普及	事業所への普及
施策	「使い切り」「食べきり」「水切り」の推進	「使い切り」「食べきり」「水切り」の推進
	もったいない！30・10運動の推進	もったいない！30・10運動の推進
	フードドライブの活用	フードバンクの活用

第8節 災害廃棄物の処理

近年「平成20年岩手・宮城内陸地震」や「東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）」等の地震災害を経験し、特に東日本大震災では、最大深度6強（マグニチュード9.0）の地震と、それに伴う高さ8.6m以上の津波を観測し、本市及び市民の財産に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であった。

本市では、国の災害廃棄物対策指針に基づき宮城県災害廃棄物処理計画及び宮城県災害廃棄物処理計画ガイドラインとの整合性を図り、「石巻市災害廃棄物処理計画（以下「災害計画」という。）」を平成31年3月に策定している。

災害計画に基づき、今後発生が予測される大規模地震や津波、風害に対する平時の備えと、災害が発生した際に生ずる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、市民生活の速やかな復旧・復興の推進を図っていく。